

高萩・北茨城広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

令和元年10月9日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の勤務時間、休暇等)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、北茨城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年北茨城市条例第3号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。